

議 第 48 号

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について

熊本市職員の修学部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の修学部分休業に関する条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「定める」の次に「修学に必要なと認められる」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。